

証券コード 1844
2019年10月9日

株 主 各 位

東京都千代田区神田多町二丁目1番地

株式会社大盛工業

取締役社長 和田 明彦

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年10月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「QRコード」または「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2019年10月24日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

賛否のご表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせていただきます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、59頁から60頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2019年10月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
ホテルラングウッド 2階 孔雀の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目的事項

報告事項

1. 第53期（2018年8月1日から2019年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期（2018年8月1日から2019年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎なお、本株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイトにおいて掲載することにより周知させていただきます。

◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「新株予約権等の状況」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

当社ウェブサイト <http://www.ohmori.co.jp>

議決権行使のQU0カード及び総会お土産配布の取りやめについて

本総会の議決権行使をされた株主様へのQU0カードの配布及びお土産の配布は取りやめさせていただいております。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年8月1日から  
2019年7月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移いたしましたが、米中間における通商問題、英国のEU離脱問題等に見られる海外経済の不確実性とそれが及ぼす国内金融資本市場の影響などについては今後も留意が必要であり、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、公共建設投資が底堅く推移していることから業況は緩やかな回復傾向で推移いたしましたが、一方、施工管理技術者、施工を行う技能労働者不足の状況は継続しており、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社は、主力の建設事業におきましては、完成工事高、完成工事総利益の増加を目指し、上・下水道工事における高収益工事の選別受注を行うとともに、子会社における受注・施工体制強化に取り組んでまいりました。

不動産事業等におきましては、不動産物件の販売を行うとともに、安定した固定収益（賃貸収入、売電収入）の獲得・増加を図るため、賃貸不動産物件の取得並びに建設済みの太陽光発電設備の保有を行ってまいりました。

また、OLY機材リース事業につきましても、売上高、売上利益の増加を目指し、営業体制の強化を行い、販売エリアの拡大に注力してまいりました。

通信関連事業におきましては、通信回線の保守・管理業務体制の強化並びに受注獲得に向けた営業活動を積極的に行ってまいりました。

その他事業におきましては、クローゼットレンタル事業につきましても、顧客増加に向けた宣伝、営業活動を継続してまいりました。一方、エトス株式会社が行ってまいりました鍼灸接骨院事業につきましても、当初予定

していた来院者数を確保できず、事業開始以来不採算のまま推移いたしておりましたため、当期におきまして当該事業の廃止を決定いたしました。

以上の結果、売上高は5,975,867千円（前期比44.3%増）、営業利益は433,762千円（前期比39.2%増）、経常利益は458,193千円（前期比49.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は157,513千円（前期比39.6%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（建設事業）

建設事業におきましては、受注高3,893,901千円（前期比70.5%増）、売上高4,503,458千円（前期比45.0%増）、セグメント利益（営業利益）333,477千円（前期比6.7%増）となりました。

（不動産事業等）

不動産事業等におきましては、不動産物件の売却並びに賃貸収入、O L Y 機材のリース販売等により売上高1,065,848千円（前期比56.6%増）、セグメント利益（営業利益）99,408千円（前期は42,514千円のセグメント損失）となりました。

（通信関連事業）

通信関連事業におきましては、N T T 局内の通信回線の保守・管理業務等により売上高403,786千円（前期比2.9%増）、セグメント利益（営業利益）11,375千円（前期比76.4%減）となりました。

（その他）

その他事業におきましては、クローゼットレンタル事業並びに鍼灸接骨院事業等により売上高25,594千円（前期比39.5%減）、セグメント損失（営業損失）10,498千円（前期は6,624千円のセグメント損失）となりました。

当連結会計年度の主な受注工事、主な完成工事及び事業別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

#### イ. 主 な 受 注 工 事

| 発 注 元   | 工 事 名 称                      | 施 工 場 所                 |
|---------|------------------------------|-------------------------|
| 東京都下水道局 | 墨田区墨田四丁目、東向島五丁目付近再構築その2工事    | 墨田区墨田四丁目、東向島五、六丁目、八広五丁目 |
| 東京都下水道局 | 江東区大島七丁目付近再構築その2工事           | 江東区大島七丁目                |
| 東京都下水道局 | 大田区東馬込一丁目、品川区西大井五丁目付近枝線その2工事 | 大田区東馬込一丁目、品川区西大井五丁目     |

#### ロ. 主 な 完 成 工 事

| 発 注 元   | 工 事 名 称                            | 施 工 場 所             |
|---------|------------------------------------|---------------------|
| 東京都下水道局 | 大田区東馬込一丁目、品川区西大井五丁目付近枝線工事          | 大田区東馬込一丁目、品川区西大井五丁目 |
| 東京都下水道局 | 台東区雷門二丁目、浅草一丁目付近再構築工事に伴う立坑及び道路保守管理 | 台東区雷門二丁目、浅草一丁目付近    |

#### ハ. 事業別の受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

| 区 分          | 前期繰越高     | 当期受注高     | 当期売上高     | 次期繰越高     |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 建設事業 (注)1.   | 3,971,140 | 4,196,021 | 4,503,458 | 3,663,703 |
| 不動産事業等 (注)2. | —         | 1,043,089 | 1,043,089 | —         |
| 通信関連事業       | —         | 403,786   | 403,786   | —         |
| その他 (注)2.    | —         | 25,534    | 25,534    | —         |
| 合 計          | 3,971,140 | 5,668,431 | 5,975,867 | 3,663,703 |

- (注) 1. 建設事業当期受注高には、子会社取得時受注残高302,119千円が含まれております。
2. 当期受注高及び当期売上高は、セグメント間取引高を控除して算出しております。

## ② 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、39,559千円であります。その主なものは、O L Y事業のリース材の製作及び茨城工場における設備投資によるものであります。

また、エトス株式会社の鍼灸接骨院事業の廃止に伴い、同社が所有しておりました資産の売却及び除却を実施しております。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関からの借入により4,245,000千円の調達を実施いたしました。

## ④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2018年9月に井口建設株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

# (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第 50 期<br>(2016年7月期) | 第 51 期<br>(2017年7月期) | 第 52 期<br>(2018年7月期) | 第 53 期<br>(当連結会計年度)<br>(2019年7月期) |
|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 受 注 高(千円)                    | —                    | 4,397,890            | 3,318,276            | 5,366,311                         |
| 売 上 高(千円)                    | —                    | 3,858,546            | 4,140,641            | 5,975,867                         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (千円) | —                    | 34,356               | 260,872              | 157,513                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)               | —                    | 2.32                 | 17.58                | 10.62                             |
| 総 資 産 (千円)                   | —                    | 6,816,576            | 6,660,902            | 8,215,378                         |
| 純 資 産 (千円)                   | —                    | 3,528,383            | 3,768,782            | 3,865,945                         |
| 1株当たり純資産額 (円)                | —                    | 236.46               | 252.05               | 257.67                            |

(注) 1. 第51期より連結計算書類を作成しているため、第50期の数字については記載していません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 50 期    | 第 51 期    | 第 52 期    | 第 53 期    |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                | 2016年7月期  | 2017年7月期  | 2018年7月期  | 2019年7月期  |
| 受 注 高 (千円)     | 5,003,515 | 4,359,470 | 2,813,291 | 4,513,821 |
| 売 上 高 (千円)     | 3,565,969 | 3,826,752 | 3,582,256 | 4,927,461 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 133,192   | 96,988    | 210,257   | 154,333   |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 9.02      | 6.54      | 14.17     | 10.40     |
| 総 資 産 (千円)     | 6,045,315 | 6,771,785 | 6,519,423 | 7,975,055 |
| 純 資 産 (千円)     | 3,567,624 | 3,591,962 | 3,781,745 | 3,875,728 |
| 1株当たり純資産額(円)   | 239.21    | 240.75    | 252.92    | 258.33    |

- (注) 1. 2016年2月1日を効力発生日として普通株式10株を1株の割合で株式併合を行っております。なお、第50期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第51期の売上高の増加は、建設事業において、当初予定工事から工事費の高い工法へ変更となったこと等によるものであります。当期純利益の減少については、水道工事の訴訟判決の結果に基づく損失を計上したことによるものであります。
4. 第52期の売上高の減少は、建設事業における完成工事高が増加したものの、不動産事業等における不動産物件及び太陽光発電設備の販売が減少したことによるものであります。また、当期純利益の増加は、建設事業における完成工事高の増加及び収益性の高い推進工事売上が主体となったこと等によるものであります。
5. 第53期につきましては、前記「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容        |
|--------------------|-------|----------|----------------|
| エトス株式会社            | 30百万円 | 100.0%   | 経営コンサルタント業務    |
| 株式会社東京テレコムエンジニアリング | 10百万円 | 100.0%   | NTT局内設備の運用及び保守 |
| 株式会社山栄テクノ          | 10百万円 | 100.0%   | 建設工事の受注、施工     |
| 井口建設株式会社           | 30百万円 | 100.0%   | 建設工事の受注、施工     |

(注) 1. 2018年9月に井口建設株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

### (4) 対処すべき課題

建設業界を取り巻く環境は、2020年に開催される五輪関連の建設需要に続き、2025年に開催が予定される大阪万博に向けても建設工事需要の継続が見込まれ、業界全体としては、回復基調が今後も継続するものと思われます。

また、当社の主力事業である東京都における上・下水道工事につきましても、老朽化した下水道管の更新工事並びに豪雨対策工事等の実施が急務な状況であることから、当該工事の発注が今後も継続するものと思われます。

このような環境において、当社グループが行う各事業における当面の課題並びに対応方針は以下のとおりです。

建設事業におきましては、建設業界が抱える問題でもある施工管理技術者及び施工を行う技能労働者等の人員の採用、確保につきましては、今後も難しい状況が予測され、依然として厳しい経営環境が続くことが見込まれます。

当社におきましても施工管理人員の高齢化が進む状況の中、新たな人員の採用に注力するとともに、定年後の継続雇用等の充実等を図り、在職者の人員の確保を行ってまいります。

また、これまで長期に亘って施工してまいりました東京都発注の上・下水道工事が、2020年7月期において手持ち工事の約半数が完了する見込みであり、一方、新たに受注した工事の本格稼働までには約半年間の準備期間を要することが想定されることから、2020年7月期は2019年7月期に比べて売上

高が大きく減少する見込みであり、売上高の減少に伴い完成工事総利益も減少することが見込まれます。

このような売上高及び工事収益の減少の影響を軽減し、安定且つ継続的な増加を図るためには、新規工事における準備作業中の売上高低下期間の影響を大きく受けない工事数の確保並びに完成工事高量の拡大が必要となります。

このため、受注工事数の増加を図るためには施工管理技術者の確保が不可欠であり、新たな人員の採用に注力してまいります。また、完成工事高量の拡大には、東京都以外エリアの受注にも注力していく必要があり、優秀な技術、施工管理技術者を有する優良建設会社の取得（子会社化）にも積極的に取り組んでまいります。

不動産事業等におきましては、不動産物件の建設・販売につきましては、地価の高騰等により市況が高止まりの状況下にあることから、新たな物件の建設は難しい状況となっております。このため、不動産事業につきましては、当面、利回りの高い物件の取得のみを検討し、安定した賃貸収益の増加を図ってまいります。

太陽光発電設備の建設・販売につきましては、計画した物件の建設を継続するとともに、完成した物件については高い売電収益を計上できるため、設備の売却は行わず、保有を継続し、安定した固定収益の計上を図ってまいります。

当社の独自技術であるOLY工法に使用する部材のリース事業につきましては、販売エリアが拡大している状況から、更なる営業力の強化を図り、売上高の拡大に注力してまいります。

また、福島県に建設しました震災復興関連作業員宿舎の運営につきましては、五輪関連建設工事等が優先的に進められたため、計画されていた除染作業等の工事が進まず、見込んでおりました宿泊収益が計上できなかったため、2019年7月期において減損損失を計上いたしました。今後につきましては、五輪関連施設の建設の完成が進んだことに伴い、震災復興関連作業が本格的に進むことが見込まれることから、当該宿舎事業の運営を継続してまいります。

通信関連事業につきましては、売上高及び売上総利益の増加を図るため、要員の補強及び作業技術の向上を進め、保守・管理業務の受注件数の増加に注力してまいります。

その他事業におけるエトス株式会社が行ってございました鍼灸接骨院事業につきましては、当初予定していた来院者数を確保できず、事業開始以来不採算のまま推移しておりましたため、2019年7月期において当該事業の廃止を決定いたしました。

また、クローゼットレンタル事業につきましては、安定した賃貸収益の計上を見込めることから、引き続き利用顧客数の増加に向けた宣伝、営業活動を継続してまいります。

当社グループは、技術の集積により競争力を高めていくと同時に、株式公開企業としての社会的責任を認識し、コンプライアンス体制を重視するとともに、実効性のある内部統制システムが機能的に発揮でき得る体制の確立を推進してまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2019年7月31日現在)

当社グループは建設事業、不動産事業等、通信関連事業及びその他としてクローゼットレンタル事業等を行っております。

| 事業区分   | 事業内容                         |
|--------|------------------------------|
| 建設事業   | 建設工事の受注、施工                   |
| 不動産事業等 | 不動産の売買・賃貸等、太陽光発電設備の販売、OLYリース |
| 通信関連事業 | 通信回線の保守・管理等                  |
| その他    | クローゼットレンタル事業                 |

#### (6) 主要な営業所及び工場 (2019年7月31日現在)

##### ① 当社

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 本店   | 東京都千代田区神田多町二丁目1番地 神田進興ビル8階 |
| 葛飾支店 | 東京都葛飾区水元三丁目15番8号           |
| 茨城工場 | 茨城県小美玉市川戸1543番地            |

## ② 子 会 社

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| エトス株式会社            | 本社（東京都葛飾区）  |
| 株式会社東京テレコムエンジニアリング | 本社（東京都新宿区）  |
| 株式会社山栄テクノ          | 本社（千葉県野田市）  |
| 井口建設株式会社           | 本社（山梨県上野原市） |

## (7) 使用人の状況（2019年7月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 96名  | 0名          |

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 60名  | △6名       | 40.4歳 | 11.0年  |

## (8) 主要な借入先の状況（2019年7月31日現在）

| 借 入 先             | 借 入 額                 |
|-------------------|-----------------------|
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行   | 911,754 <sup>千円</sup> |
| 株 式 会 社 京 葉 銀 行   | 457,406               |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 438,672               |

## 2. 会 社 の 現 況

### (1) 株 式 の 状 況 (2019年7月31日現在)

#### ① 発行可能株式総数

50,555,000株

普通株式 : 50,000,000株  
 A種優先株式 : 277,500株  
 B種優先株式 : 277,500株

#### ② 発行済株式の総数

14,848,429株

普通株式 : 14,848,429株  
 A種優先株式 : 一株  
 B種優先株式 : 一株

#### ③ 株 主 数

12,466名

#### ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                    | 持 株 数          | 持 株 比 率   |
|----------------------------------------------------------|----------------|-----------|
| WINBASE TECHNOLOGIES LIMITED                             | 株<br>1,041,500 | %<br>7.02 |
| 株式会社ウィークリーセンター                                           | 636,300        | 4.29      |
| 株 式 会 社 プ ラ ス                                            | 600,002        | 4.04      |
| MSIP CLIENT SECURITIES                                   | 364,500        | 2.46      |
| 有 限 会 社 広 栄 企 画                                          | 228,358        | 1.54      |
| 中 島 和 信                                                  | 179,000        | 1.21      |
| 大 場 健 一                                                  | 127,900        | 0.86      |
| BANK JULIUS BAER HK FAO KOICHIRO<br>YAMADA AC77021567-01 | 110,010        | 0.74      |
| マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社                                    | 99,251         | 0.67      |
| マイルストーン キャピタル<br>マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社                     | 89,830         | 0.61      |

(注) 持株比率は、自己株式 (13,996株) を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状 況

### ① 取締役の状況 (2019年7月31日現在)

| 会社における地位           | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                        |
|--------------------|---------|-------------------------------------|
| 代表取締役会長            | 関 忠 夫   | 株式会社東京テレコムエンジニアリング 取締役会長            |
| 代表取締役社長            | 和 田 明 彦 | 井口建設株式会社 代表取締役会長                    |
| 取 締 役              | 福 井 龍 一 | 土 木 本 部 長<br>井口建設株式会社 取締役           |
| 取 締 役              | 山 口 伸 廣 | 新 規 事 業 担 当                         |
| 取 締 役              | 栗 城 幹 雄 | O L Y 本 部 長                         |
| 取 締 役              | 織 田 隆   | 土 木 副 本 部 長<br>株式会社山栄テクノ 代表取締役社長    |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 後 藤 俊 雄 |                                     |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 三 浦 暢 之 | 公認会計士三浦暢之事務所代表<br>公 認 会 計 士 ・ 税 理 士 |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 池 田 裕 彦 | 池田裕彦法律事務所代表<br>弁 護 士                |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)後藤俊雄、三浦暢之、池田裕彦の3氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)三浦暢之氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)池田裕彦氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は、取締役(常勤監査等委員)後藤俊雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### ③ 取締役を支払った報酬等の総額

| 区 分                                           | 支 給 人 員    | 支 給 額                 |
|-----------------------------------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員 を 除 く)<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 6名<br>(0名) | 96,496千円              |
| 取締役(監査等委員)<br>(う ち 社 外 取 締 役)                 | 3名<br>(3名) | 19,298千円<br>(19,298)  |
| 計<br>(う ち 社 外 役 員)                            | 9名<br>(3名) | 115,795千円<br>(19,298) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は、2015年10月27日開催の第49回定時株主総会決議において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年10月27日開催の第49回定時株主総会決議において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中に費用計上した分(監査等委員でない取締役13,096千円、監査等委員である取締役938千円)を含んでおります。

### ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役(監査等委員)三浦暢之氏は公認会計士三浦暢之事務所の代表を兼務しております。

なお、当社と公認会計士三浦暢之事務所との間には特別の利害関係はありません。

取締役(監査等委員)池田裕彦氏は池田裕彦法律事務所の代表を兼務しております。

なお、当社と池田裕彦法律事務所との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分                | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                               |
|--------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 後 藤 俊 雄 | 当事業年度に開催した取締役会全14回及び監査等委員会全8回の全てに出席し、必要に応じ、主に法務に関する専門的見地から、発言を行っております。    |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 三 浦 暢 之 | 当事業年度に開催した取締役会全14回及び監査等委員会全8回の全てに出席し、必要に応じ、主に財務・会計に関する専門的見地から、発言を行っております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 池 田 裕 彦 | 当事業年度に開催した取締役会全14回及び監査等委員会全8回の全てに出席し、必要に応じ、主に法務に関する専門的見地から、発言を行っております。    |

(注) 上記の取締役会以外に、会社法第370条及び当社定款第39条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 会計監査人の名称

監査法人大手門会計事務所

#### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 13,800千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,800千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、当社と会計監査人との間の監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬の妥当性を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人大手門会計事務所は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用  
状況の概要は以下のとおりであります。

##### ① 監査等委員でない取締役（以下、「取締役」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会の諮問機関として外部有識者を主要メンバーとして設立したコンプライアンス委員会に対して、当社の主要案件・主要業務を適宜、報告することにより、外部の牽制を通じて重要事項に対する法務チェックを行う。

また、全社的な法令遵守体制の確立を図るため、業務部門から独立した内部監査室により、使用人の業務執行状況の監査を行う。そして、当社において、原則3か月に1回開催される、全役職員が出席する全体会議において、代表取締役社長及び担当取締役が法令遵守の重要性を定期的に説明し、法令遵守体制の全社的な強化・徹底を図る。

また万一、取締役または使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかに通報、相談できる体制を整備する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、その保存媒体（文書または電磁的媒体）に応じて適切に保存及び管理するものとし、また、取締役及び監査等委員である取締役は、その保存媒体を必要に応じ、閲覧できるものとする。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的に影響を及ぼす可能性のあるリスクの管理は総務部が行うものとし、各部門の所管業務に付随するリスクに関する管理は当該部門が行う。

万一、不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長若しくは代表取締役社長が指名する取締役が総括責任者となり、迅速且つ適切な対応を行い、損失を最小限に止めるものとする。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務分担を明確にし、担当職務に関する権限を委譲し、職務執行の効率化を図る。

当社の経営戦略に関わる重要事項については、社長をはじめとする取締役によって構成される経営会議において、事前に討議を行い、その審議を経て取締役会で意思決定を行う。

各取締役は、毎月開催される定時取締役会において担当職務に関する報告を行い、取締役会が、全社的な業務の効率化と方向性の統一を行い、取締役が効率的に職務を執行することのできる環境を整える。

- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ、子会社の所管業務については、その自主性を尊重しつつ、事業計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、透明性を確保した企業集団のコンプライアンス体制を構築し、リスク管理体制の確立を図るため、当社事業開発担当取締役が統括管理する。

ロ、子会社に法令違反があると思われる時には、当社事業開発担当取締役の指示により当社の内部監査室が、当該子会社の監査を実施する。

ハ、重要事項を実施する場合、当社の稟議事項とするとともに、所定の事項については、その実施前に、当社事業開発担当取締役に報告する。

- ⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査等委員である取締役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は取締役会を開催して、監査等委員である取締役と協議のうえ、監査等委員である取締役を補助すべき使用人を決定する。

また、監査等委員である取締役を補助すべき使用人として選任された使用人は、当該期間中は監査等委員である取締役の指揮命令の下で監査等委員である取締役の補助業務を行うものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制及びその他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項及び重要な決定事項、重要な月次報告、重要な会計方針・会計基準の変更、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反、その他必要な重要事項を監査等委員である取締役に報告するものとする。

監査等委員である取締役は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対して必要事項に関して報告を求めることができ、また、重要と思われる会議に出席することができるものとする。

なお、監査等委員である取締役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

- ⑧ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務執行に関して生ずる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

- ⑨ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は定期的に、また必要に応じ、代表取締役社長、会計監査人、顧問弁護士と意見交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。

- ⑩ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価するために、「内部統制の基本方針書」「内部統制の整備・運用及び評価基本計画書」を定め、必要な業務体制を整える。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、万一疑わしき事態が発生した場合は、所管警察署や顧問弁護士と相談し、組織的に毅然とした姿勢で対応する。

- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部監査計画書」に基づき、内部監査部門は監査等委員である取締役及び会計監査人と連携しながら内部監査を実施し、業務の適正性、効率性を確保している。なお、業務執行取締役に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、当社は、2015年10月27日より監査等委員会設置会社に移行している。また、子会社の内部統制管理に関しては、当社の経営方針を子会社の経営陣に伝達するほか、子会社の従業員から情報を収集する等子会社の業務状況を継続的にモニタリングすることにより、グループ全体の内部統制システムが有効に機能するよう取り組んでいる。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

~~~~~  
本事業報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2019年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,665,290	流 動 負 債	2,454,450
現金及び預金	1,958,580	工事未払金	388,411
受取手形・完成工事未収入金等	2,114,579	短期借入金	1,150,659
未成工事支出金	302,796	未 払 金	53,545
不動産事業等支出金	178,733	未払法人税等	25,931
販売用不動産	2,002,792	未成工事受入金	577,186
貯 蔵 品	270	賞与引当金	59,728
そ の 他	110,982	完成工事補償引当金	30,174
貸倒引当金	△3,444	そ の 他	168,812
固 定 資 産	1,550,088	固 定 負 債	1,894,983
有形固定資産	1,172,763	長期借入金	1,868,397
建物・構築物	487,954	そ の 他	26,585
機械・運搬具	70,814	負 債 合 計	4,349,433
土 地	608,922	(純資産の部)	
リース資産	5,071	株 主 資 本	3,822,369
無形固定資産	109,665	資 本 金	2,765,371
の れ ん	106,173	資 本 剰 余 金	704,701
そ の 他	3,491	利 益 剰 余 金	406,929
投資その他の資産	267,658	自 己 株 式	△54,632
長期貸付金	41,480	新株予約権	43,575
固定化営業債権	1,837	純 資 産 合 計	3,865,945
保険積立金	36,578	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,215,378
退職給付に係る資産	2,316		
繰延税金資産	67,825		
そ の 他	128,850		
貸倒引当金	△11,231		
資 産 合 計	8,215,378		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年8月1日から)
(2019年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	4,503,458	
不 動 産 事 業 等 売 上 高	1,043,089	
通 信 関 連 売 上 高	403,786	
そ の 他 の 売 上 高	25,534	5,975,867
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	3,830,532	
不 動 産 事 業 等 売 上 原 価	897,085	
通 信 関 連 原 価	188,024	
そ の 他 の 売 上 原 価	28,761	4,944,403
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	672,925	
不 動 産 事 業 等 総 利 益	146,003	
通 信 関 連 総 利 益	215,761	
そ の 他 の 売 上 総 損 失 (△)	△3,226	1,031,464
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		597,701
営 業 外 利 益		433,762
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,536	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4,321	
受 取 保 険 金 入 額	61,768	
助 成 金 の 収 入 他	1,710	
そ の 他 の 収 入 他	13,614	83,950
営 業 外 費 用		
支 払 外 費 利 息	38,024	
支 払 手 数 料	15,000	
為 替 差 損 他	946	
そ の 他 の 差 損 他	5,549	59,520
経 常 利 益		458,193
特 定 別 資 産 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	184	184
特 別 損 失		
減 損 損 失	278,652	278,652
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		179,725
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	29,044	
法 人 税 等 調 整 額	△6,832	22,211
当 期 純 利 益		157,513
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		157,513

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年8月1日から)
(2019年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	2,765,371	705,162	323,592	△54,884	3,739,241	29,540	3,768,782
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当			△74,176		△74,176		△74,176
親会社株主に帰属する当期純利益			157,513		157,513		157,513
自己株式の取得				△235	△235		△235
自己株式の処分		△461		488	26		26
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						14,035	14,035
当連結会計年度変動額合計	—	△461	83,337	252	83,128	14,035	97,163
当連結会計年度末残高	2,765,371	704,701	406,929	△54,632	3,822,369	43,575	3,865,945

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,057,979	流 動 負 債	2,207,459
現金及び預金	1,468,653	工事未払金	360,967
受取手形	27,888	短期借入金	1,147,335
完成工事未収入金等	1,965,350	未払費用	25,385
未成工事支出金	301,291	未払金	14,678
不動産事業等支出金	178,733	未払法人税等	9,021
販売用不動産	2,002,792	未成工事受入金	515,146
貯蔵品	19	賞与引当金	53,101
短期貸付金	37,816	未払消費税等	18,191
前払費用	15,691	完成工事補償引当金	30,174
立替金	30,802	預り金	24,362
その他	32,385	その他	9,095
貸倒引当金	△3,444	固 定 負 債	1,891,867
固 定 資 産	1,917,075	長期借入金	1,865,876
有形固定資産	1,128,383	長期預り保証金	23,226
建物・構築物	468,419	リース債務	2,764
機械・運搬具	10,250	負 債 合 計	4,099,327
工具器具・備品	53,640	(純資産の部)	
土地	596,072	株 主 資 本	3,832,152
無形固定資産	2,320	資 本 金	2,765,371
ソフトウェア	1,720	資本剰余金	704,701
その他	600	資本準備金	167,053
投資その他の資産	786,371	その他資本剰余金	537,647
関係会社株式	536,000	利益剰余金	416,712
保険積立金	28,577	利益準備金	17,806
従業員長期貸付金	5,480	その他利益剰余金	398,906
長期貸付金	66,000	繰越利益剰余金	398,906
固定化営業債権	1,837	自己株式	△54,632
破産更生債権等	597	新株予約権	43,575
前払年金費用	2,316	純 資 産 合 計	3,875,728
繰延税金資産	66,590	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,975,055
その他	101,344		
貸倒引当金	△22,373		
資 産 合 計	7,975,055		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年8月1日から
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	3,877,996	
不 動 産 事 業 等 売 上 高	1,044,421	
そ の 他 の 売 上 高	5,043	4,927,461
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	3,284,776	
不 動 産 事 業 等 売 上 原 価	897,085	
そ の 他 の 売 上 原 価	448	4,182,309
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	593,220	
不 動 産 事 業 等 総 利 益	147,335	
そ の 他 の 売 上 総 利 益	4,595	745,152
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		314,256
営 業 利 益		430,895
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	27,542	
雑 収 入	13,460	
受 取 保 険 金	6,109	47,112
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,814	
為 替 差 損	946	
雑 支 出	5,052	
貸 倒 引 当 金 繰 入	7,098	49,910
経 常 利 益		428,097
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	184	184
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	7,938	
減 損 損 失	269,262	277,200
税 引 前 当 期 純 利 益		151,081
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,364	
法 人 税 等 調 整 額	△5,615	△3,251
当 期 純 利 益		154,333

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年8月1日から
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当 期 首 残 高	2,765,371	167,053	538,108	705,162	10,388	326,167	336,555	△54,884	3,752,205	29,540	3,781,745
当 期 変 動 額											
剰余金の配当					7,417	△81,594	△74,176		△74,176		△74,176
当期純利益						154,333	154,333		154,333		154,333
自己株式の取得								△235	△235		△235
自己株式の処分			△461	△461				488	26		26
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										14,035	14,035
当期変動額合計	－	－	△461	△461	7,417	72,738	80,156	252	79,947	14,035	93,982
当 期 末 残 高	2,765,371	167,053	537,647	704,701	17,806	398,906	416,712	△54,632	3,832,152	43,575	3,875,728

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株 式 会 社 大 盛 工 業
取 締 役 会 御 中

2019年9月24日

監査法人 大手門会計事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 武 川 博 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 向 井 真 悟 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大盛工業の2018年8月1日から2019年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大盛工業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株 式 会 社 大 盛 工 業
取 締 役 会 御 中

2019年9月24日

監査法人 大手門会計事務所

指 定 社 員 公認会計士 武 川 博 一 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 向 井 真 悟 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大盛工業の2018年8月1日から2019年7月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2018年8月1日から2019年7月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年9月30日

株式会社大盛工業 監査等委員会

常勤監査等委員 後 藤 俊 雄 ⑩

監 査 等 委 員 三 浦 暢 之 ⑩

監 査 等 委 員 池 田 裕 彦 ⑩

(注) 監査等委員後藤俊雄及び三浦暢之並びに池田裕彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

第1号議案 剰余金処分の件

当社では株主様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけており、近時の業績を勘案して、期末配当金につきましては以下のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 5円 総額 74,172,165円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日（支払開始日）
2019年10月28日（月）

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案で取締役という。）6名全員が、本総会終結の時を以て任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社 の 株 式 数
1	せき ただ お 関 忠 夫 (1949年8月29日)	1973年4月 日本電気精器株式会社入社 1983年10月 ジーシー株式会社入社 1986年3月 ロジック・システムズ・インターナショナル株式会社入社 1991年7月 クラウン株式会社入社 1994年10月 当社入社総務部長代理 1995年4月 当社総務部長 2004年10月 当社取締役総務部長 2011年3月 当社常務取締役管理本部長 2011年12月 当社代表取締役社長 2015年10月 当社取締役会長 2017年5月 株式会社東京テレコムエンジニアリング取締役会長（現任） 2018年9月 当社代表取締役会長（現任）	19,207株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	当社入社以来、管理部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに、社長在任時には、当社事業の改革を行い、当社が安定的に成長していくための事業基盤の整備を行いました。また、会長就任後は、当社及び当社グループの各事業を有機的に発展させるための経営戦略の策定を積極的に行っております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
2	わ だ あき ひこ 和 田 明 彦 (1955年9月4日)	1978年4月 株式会社協和銀行（現 株式会 社りそな銀行）入行 2001年4月 株式会社あさひ銀行（現 株式 会社りそな銀行）ローン事業部 長 2003年3月 株式会社ウィークリーセンター 代表取締役 2007年12月 株式会社ホックコ監査役 2010年8月 当社取締役 2011年3月 当社代表取締役専務開発本部長 2011年12月 当社代表取締役専務経営管理本 部長 2015年10月 当社代表取締役社長（現任） 2018年9月 井口建設株式会社代表取締役会 長（現任）	12,612株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	金融業務全般に関する知識と経験を有し、当社入社以来、不動産事業、太陽光発電事業を指揮し、不動産事業等を当社事業の第2の柱に育てた実績を有しております。社長就任後は積極的に新規事業を開拓し、また、M&Aを通じて有望な企業を複数子会社化するなど、当社グループの事業の拡大を推進しております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。	
3	ふく い りゅう いち 福 井 龍 一 (1955年2月21日)	1977年4月 当社入社 1993年11月 当社土木部工事課長 2003年4月 当社土木部技師 2004年10月 当社取締役土木部技師 2006年4月 当社取締役土木部長 2011年3月 当社取締役土木本部長（現任） 2018年9月 井口建設株式会社取締役（現 任）	11,279株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	当社入社以来、土木事業に従事し、上・下水道事業に関する豊富な経験と知識を有しており、取締役土木部長就任後は、土木部門を統括管理し、土木事業の拡大及び効率化を実現いたしました。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
4	やま ぐち のぶ ひろ 山 口 伸 廣 (1948年7月24日)	1970年5月 大道建設株式会社代表取締役 1993年2月 桜木建設株式会社代表取締役 1998年3月 ヒューネット建設株式会社代表取締役 1998年6月 株式会社ヒューネット（現 株式会社R I S E）取締役 2007年8月 株式会社総合企画代表取締役 2010年4月 学校法人さいたま学園（現 学校法人山口総合学園）理事長（現任） 2010年8月 当社取締役 2011年3月 当社取締役不動産本部長 2012年8月 当社取締役新規事業担当（現任）	10,940株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	不動産業界及び会社経営の豊富な知識と経験により、当社入社以来、不動産事業を推進し、また、独得の経営センスにより事業チャンスを瞬時に捉え、事業として確立させ、当社業績に寄与しております。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。	
5	くり き みき お 栗 城 幹 雄 (1967年4月7日)	2001年3月 キャピタル建設株式会社入社 2002年7月 株式会社ウィークリーセンター代表取締役 2003年5月 有限会社オフィスケーエム取締役 2010年8月 当社取締役 2011年3月 当社取締役OLY推進部長 2011年12月 当社取締役OLY本部長（現任）	19,300株
	取 締 役 候 補 者 と し た 理 由	当社入社以来、当社独自技術であるOLY事業を指揮し、新たな得意先を積極的に開拓することにより、OLYの普及拡大を果たし当社業績に寄与しております。また、当社事業に関する各種経営指標の分析を通じて、当社の経営状況を適確に把握し、取締役間の情報の共有化を図っております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	お だ たかし 織 田 隆 (1957年2月23日)	1981年4月 株式会社大成土木入社 1987年4月 当社入社 1995年11月 当社神戸支店土木部長 1997年4月 当社神戸支店支店長 2000年4月 当社関西支店支店長 2012年8月 当社執行役員土木副本部長 2015年10月 当社取締役土木副本部長（現任） 2018年1月 株式会社山栄テクノ代表取締役社長（現任）	9,310株
	取締役候補者 とした理由	当社入社以来、土木事業に従事しており、執行役員土木副本部長に就任後は、新たな工法であるD0-Jet工法を導入・推進し、当社土木事業の業績に寄与しております。また、子会社である株式会社山栄テクノの代表取締役社長として、同社の業容拡大を図るとともに、当社グループの土木事業の連携及び発展に努めております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。	

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名全員が、本総会終結の時を以て任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
1	ご とう とし お 後 藤 俊 雄 (1949年5月26日)	1973年7月 勝間法律事務所入所 1995年10月 当社監査役 2001年10月 北村法律事務所入所 2008年10月 当社常勤監査役 2015年10月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）	2,243株
	社外取締役候補者 と し た 理 由	後藤俊雄氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏は法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の本総会終了時の社外取締役在任期間は、4年であります。	
2	み うら のぶ ゆき 三 浦 暢 之 (1953年12月31日)	1981年7月 公認会計士第三次試験合格 1983年1月 公認会計士三浦暢之事務所設立 現在に至る 1988年12月 当社監査役 2015年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	761株
	社外取締役候補者 と し た 理 由	三浦暢之氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏は財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の本総会終了時の社外取締役在任期間は、4年であります。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
3	いけ だ ひろ ひこ 池 田 裕 彦 (1981年 3月10日)	2008年 3月 慶應義塾大学大学院法務研究科 修了 2009年12月 最高裁判所司法研究所修了 2009年12月 弁護士登録 2009年12月 港国際法律事務所（現 弁護士 法人港国際法律事務所）入所 2011年10月 当社監査役 2015年 1月 池田裕彦法律事務所設立 現在に至る 2015年10月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）	10株
	社外取締役候補者 と し た 理 由	池田裕彦氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏は弁護士として法律に精通しており、法務全般に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の本総会終了時の社外取締役在任期間は、4年であります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者 3氏全員は、社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約の内容の概要
 当社は、3氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任の限度額を法令の定める額に限定する契約を締結しております。
 なお、監査等委員である取締役として3氏が選任された場合は、同契約を継続する予定であります。
4. 3氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
5. 3氏は、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）に関する独立委員会の独立委員であります。
6. 当社は、後藤俊雄氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、2019年9月30日開催の取締役会において、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしました。

本議案は、本プランについて株主の皆様の意思を適切に反映させるため、出席株主の皆様の過半数の賛成をもって本プラン導入のご承認をお願いするものであります。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

記

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

1. 企業価値向上への取組み

当社が設立された1960年代は、1964年に東京オリンピックが開催されるなど、高度経済成長期の最中でありましたが、当時の東京は下水道の整備が進んでおらず、都内を流れる河川はとても汚染のひどい状況でありました。

当社の創業者は、このような環境を憂い、「下水道を中心とした生活インフラの整備を通じて人と社会に貢献していきたい」という思いから、1967年6月に当社を設立し、「人と地球に優しい、クリーンな環境を未来へ」を基本テーマに、以降、半世紀以上の長きに亘り、上水道・下水道工事（以下、「土木事業」といいます。）の専門業者として事業を行ってまいりました。

現在、東京都区部の下水道は、1994年に概成100%の普及に至ったものの、明治時代より始まった下水道の整備は、初期に敷設した下水道管の老朽化が進んでおり、新たな下水道管への入替えや補修を行う必要があるほか、雨水排除能力の増強や耐震性の向上などを図る再構築工事を行うことも急務となっており、当社の果たすべき使命はこれからも増大していくものと予想されます。

また、当社は、創業時より行っております土木事業のほか、不動産事業、通信関連事業を加えた3事業を主体として事業運営を行っており、各事業を通じて「人と地球に優しい環境作り」に今後も貢献していくとともに、各事業の収益性を高め、高収益体質企業を目指し、事業を推進してまいります。

今後の当社における企業価値向上への取組みとしましては、東京都等における大都市の地下は、地下鉄、東電管、NTT管、ガス管等が輻輳して埋設されており、当社が行う土木事業に関しましても、高い技術力のほか、長年積み重ねた施工経験が必要となっています。

また、土木従事者につきましては、年々人員が減少している傾向にあることから、施工管理技術者、施工を行う技能労働者の確保が難しい状況が続くものと思われます。このため、土木事業におきましては、優秀な技術力、優秀な技術者を保有している優良な会社の子会社化（M&A）等にも積極的に取組み、事業エリアの拡大、技術者の確保を行うとともに、専門業者として長年積み重ねてきました技術・ノウハウの継承を確実に行之、土木事業のプロフェッショナル企業としての地位の確立を図ってまいります。

不動産事業におきましては、安定かつ継続的な収益の確保を図るため、不動産物件の建設・販売及び賃貸事業を今後も継続するほか、当社の独自特許工法であるOLY工法に使用する覆工部材リース事業につきましては、生産・販売体制の強化を図り、関東圏を中心とした販売から全国への販売に拡大し、取引高の増大を

目指してまいります。

通信関連事業におきましては、現在行っています、NTT局内の保守・管理事業に加え、関連する工事の施工体制を構築し、業容の拡大を図るとともに、土木事業との相乗効果も模索してまいります。

その他の取組みとしましては、当社グループ全体の業容の拡大、発展を図るため、新規事業の開拓にも積極的に取組んでまいります。

当社は、中期経営計画「ACTION PLAN 2019」に掲げた「数値目標の達成」並びに「持続的な配当の実施」という目標の実現に向けて真摯に取組み、当社の企業価値ひいては株主様の共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「人と地球に優しい環境作り」を企業理念とした事業活動を行うことを通じて、社会に貢献することを目指していますが、その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性及び健全性を確保することが重要であると考えており、以下のコーポレート・ガバナンスの体制及び内部統制システムの整備を行っています。

(1) コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は3名の取締役で構成され、全員が社外取締役であり、任期は2年であります。

監査等委員である社外取締役は、法務、財務・会計に関する高度の知見を有しており、取締役会に出席して取締役の職務執行に対する監視を行うことを通じて経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況全般に対する監督を行っています。また、必要に応じ会計監査人及び内部監査人、従業員との意見交換を通じて各種情報を収集し、取締役会で決定した事項が全社的に整合性をもって実行されているかをチェックしています。

監査等委員でない業務執行取締役は6名であり、任期は1年であります。会長、社長は協力して全社を統括・管理しており、その他の4名の取締役は当社の主要事業の実行責任者として各部門を率いて業務を推進しています。

取締役会は、業務執行取締役6名と監査等委員である取締役3名で構成されており、原則月1回、また、必要に応じ随時開催され、経営の基本方針等の重要な事項を審議・決定するとともに、各取締役の職務執行状況及び各部門の業務推進状況を相互に監視しています。

また、取締役会とは別に毎週1回、業務執行取締役6名と常勤している監査等委員である取締役1名で経営会議を開催し、当社を取巻く経営環境の分析や経営方針の検討、各事業の進捗状況などについて意見交換を行い、情報の共有に努めて

います。一方、幹部社員に対しては、当社の経営方針・経営戦略に対する理解を徹底させるため、また同時に、週単位での各部署の業務進捗状況の把握のため、毎週1回、部長職以上の社員による部長会を開催しており、その会議には、経営会議のメンバーである各取締役も出席しています。

さらに、一般社員に対しては、各四半期の決算短信発表時に合わせて、全社員が出席する全体会議を開催し、経営方針の伝達、各四半期の業績の説明などを通じて、会社情報の共有及び経営方針の徹底を図っています。

これらの活動を通じて、取締役から一般社員に至るまで、全員が会社情報・経営方針を共有し、また、各種法令を遵守し、事業目標の達成に向けて邁進しています。

(2) 内部統制システムの整備

当社は、事業活動を行うに際して、まず、当社事業に関連する各種法令等の遵守を第一前提とし、そのうえで事業目的を達成するために、業務を有効的かつ効率的に行い、また、その事業活動の結果を正しく財務情報として報告することが重要であると認識しており、それらを実現するために内部統制システムを構築しています。

内部統制システムにおいては、当社の事業活動に関して、まず、現状の統制環境を確認し、そのうえで各事業の実行に伴うリスクを分析し、そのリスクに対する対応を通じて統制活動を行い、また、これらの活動内容が全社的に情報として伝達されるように制度化しています。

特に、財務報告の信頼性を確保するためには、財務報告に係る内部統制の基本方針書並びに内部統制整備・運用及び評価基本計画書を策定して、財務報告に関する正確性を高めています。

また、内部統制システムに対するチェック機関としまして、監査等委員である取締役及び内部監査人が連携して、内部統制システムが有効に機能しているかを随時監視しています。

当社は、これらの活動を通じて、当社の行う各事業に対する内部統制を徹底しています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

3. 本プランの内容

（1）本プランに係る手続

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の（i）又は（ii）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、

予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

（i）買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

⁸ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされる者を含みます。以下同じとします。

(ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）

(iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

(v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

(vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

（i）対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

（ii）その他の大規模買付等の場合には最大90日間

上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（i）又は（ii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙3に掲げる事由により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。株主意思確認総会における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手續に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、（i）買付者等が大規模買付等を中止した場合又は（ii）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとしします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手續を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとしします。

（2）本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記（1）⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記（1）⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記（1）⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとしします。

（3）本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2022年10月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとしします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえています。

（1）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

（2）事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記3.（3）に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2．に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

②合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3．に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3．(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は業務執行取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3．(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約

権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦に記載の手続等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当会社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当会社の業務執行を行う経営陣から独立した、
(1)社外取締役、又は(2)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当会社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当会社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当会社が合意した日までとする。ただし、当会社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当会社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当会社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当会社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止

(3) 本プランの廃止及び変更

(4) その他本プランに関連して当会社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当会社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当会社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて当会社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当会社の費用で、当会社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴

後藤 俊雄（ごとう としお）（1949年 5 月26日生）

1973年 7 月	勝間法律事務所入所
1995年10月	当社監査役
2001年10月	北村法律事務所入所
2008年10月	当社常勤監査役
2015年10月	当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ています。

三浦 暢之（みうら のぶゆき）（1953年12月31日生）

1981年 7 月	公認会計士第三次試験合格
1983年 1 月	公認会計士三浦暢之事務所設立 現在に至る
1988年12月	当社監査役
2015年10月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

池田 裕彦（いけだ ひろひこ）（1981年 3 月10日生）

2008年 3 月	慶應義塾大学大学院法務研究科修了
2009年12月	最高裁判所司法研究所修了
2009年12月	弁護士登録
2009年12月	港国際法律事務所（現弁護士法人港国際法律事務所） 入所
2011年10月	当社監査役
2015年 1 月	池田裕彦法律事務所設立 現在に至る
2015年10月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

※上記 3 氏と当社との間には、特別の利害関係等はありません。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株式等の高値売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他1. から9. までは準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³(これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

¹¹当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

¹²公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

¹³ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

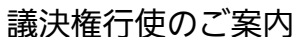
9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

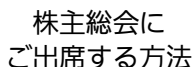
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上



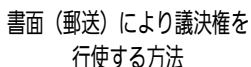
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますよう
お願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



当日ご出席の際は、お手
数ながら、同封の議決権
行使書用紙を会場受付へ
ご提出ください。

株主総会開催日時

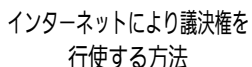
2019年10月25日（金曜日）
午前10時



同封の議決権行使書用紙
に各議案の賛否をご表示
のうえ、ご返送くださ
い。

行使期限

2019年10月24日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2019年10月24日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2～3号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - ・全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - ・一部の候補者に >> 「賛」の欄に○印
反対する場合
- をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、4号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

「議決権行使書はイメージです」

※なお、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

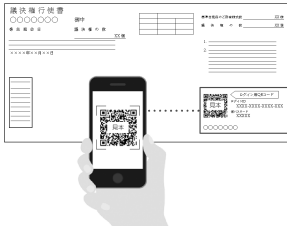
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

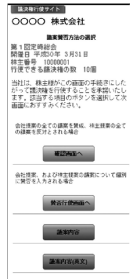
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

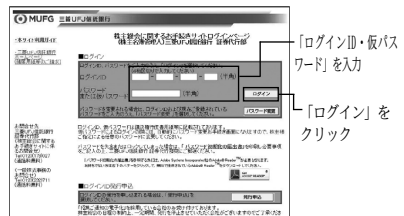
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

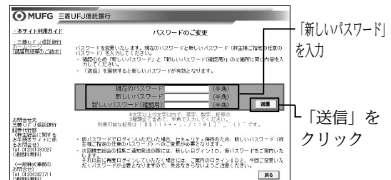
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



- 3 新しいパスワードを登録する



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「操作画面はイメージです」

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

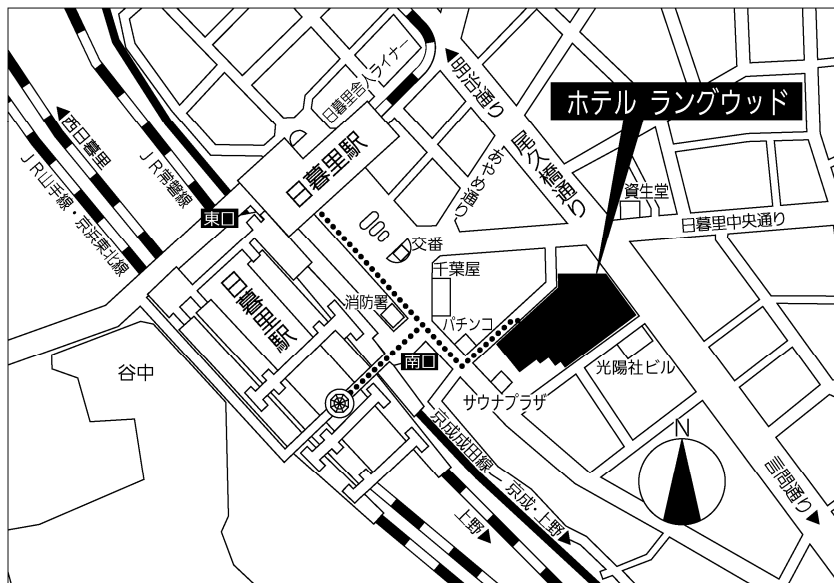
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



ホテルラングウッド 2階 孔雀の間

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号

電話 03-3803-1234 (代)

交通： JR日暮里駅、京成日暮里駅南口改札徒歩1分

日暮里・舎人ライナー日暮里駅徒歩3分

※当日ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のQU0カード及び総会お土産配布の取りやめについて

本総会の議決権行使をされた株主様へのQU0カードの配布及びお土産の配布は取りやめさせていただいております。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。